

広島県告示第千十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社団法人東広島地区医師会	東広島市西条町土与丸一―三番地	賀茂台地西部訪問看護ステーション	東広島市八本松町正力六七一―一	訪問看護	平成二十二年一月三十一日	
株式会社健遊館	愛知県名古屋市中村区寿町二五番地	健遊館安芸高田デイサービスセンター	安芸高田市向原町長田二三三七番地三	通所介護	平成二十二年一月三十一日	
グリーンヒルズ株式会社	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一―号	グリーンヒルズ訪問介護事業所	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一―号	訪問介護	平成二十二年一月三十一日	
特定非営利活動法人はあとうおーむ	竹原市吉名町二―三〇番地の二	デイサービスセンター花みずき	竹原市中央二丁目九番二七号	通所介護	平成二十二年一月五日	
株式会社セレクト	広島市中区八丁堀六番一〇号	株式会社セレクト訪問介護ステーション広島	広島市中区八丁堀六番一〇号	訪問介護	平成二十二年一月三十一日	
株式会社セレクト	広島市中区八丁堀六番一〇号	株式会社セレクト訪問看護ステーション広島	広島市中区八丁堀六番一〇号	訪問看護	平成二十二年一月三十一日	
有限会社ケア・ビルドサービス	広島市西区己斐上三丁目三〇―二三	ヘルパーステーションケア・ビルド	広島市西区己斐上三丁目三〇―二三	訪問介護	平成二十二年一月三十一日	
株式会社山口接骨介護デイサービスセンター	広島市西区草津新町二丁目一五番八号	山口デイサービスセンター	広島市西区草津新町二丁目一五番八号	通所介護	平成二十二年一月三十一日	
株式会社アトラス	広島市安佐北区小河原町一―三〇番地二	デイサービスおだやか	広島市安佐北区小河原町一―三〇番地二	通所介護	平成二十二年一月三十一日	